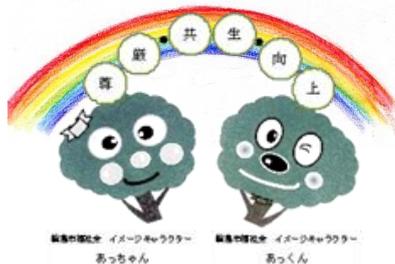


〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地 ☎(0768)26-1661 特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービス、訪問介護、居宅介護支援、在宅介護支援、配食サービス、通所介護相当サービス、訪問介護相当サービス、通所型サービス C

〒928-0062 石川県輪島市堀町 9 字 25 番地 ☎(0768)23-4165

認知症対応型通所介護、訪問入浴介護、居宅介護支援、在宅介護支援、通所型サービス A

しせつの窓口(輪島市宅田町)、グリーンカフェ(認知症カフェ)、健康づくり教室、懐かしの映画上映会、無料相談、認知症に関する相談



■居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件について(ご案内)

平成 31 年 3 月 28 日、「指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」(平成 31 年厚生労働省告示第 101 号)が官報公布されました。この告示については、本年 10 月 1 日より施行します。

■あての木園訪問介護センター

①訪問介護費

【身体介護が中心の場合】(1 回あたり)

所要時間	~9月30日まで	10月1日~	増減
20分未満	1,650円	1,660円	10円増
20分以上 30分未満	2,480円	2,490円	10円増
30分以上 1時間未満	3,940円	3,950円	10円増
1時間以上	5,750円	5,770円	20円増
1時間から計算して 30分増す毎	830円	830円	-

【生活援助が中心の場合】(1 回あたり)

所要時間	~9月30日まで	10月1日~	増減
20分以上 45分未満	1,810円	1,820円	10円増
45分以上	2,230円	2,240円	10円増

②その他の加算について(訪問介護費)

区 分	利用料金
①介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護報酬の 6.3% が加算されます/月

■あての木園訪問入浴介護センター

①訪問入浴介護費・介護予防訪問入浴介護費(1回あたり)

区 分	~9月30日まで	10月1日~	増減
訪問入浴介護費	12,500円	12,560円	60円増
介護予防訪問入浴介護費	8,450円	8,490円	40円増

②その他の加算について(訪問入浴介護費・介護予防訪問入浴介護費)

区 分	利用料金
①介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護報酬の 2.1% が加算されます/月

■あての木園デイサービスセンター

①通所介護費(1日あたり) 所要時間 5時間以上 6時間未満

区 分	9月30日まで	10月1日から	増減
要介護 1	5,580円	5,610円	30円増
要介護 2	6,600円	6,630円	30円増
要介護 3	7,610円	7,650円	40円増
要介護 4	8,630円	8,670円	40円増
要介護 5	9,640円	9,690円	50円増

利用料金変更の案内

②その他の加算について(通所介護費)

区 分	利用料金
①介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬の1.2%が加算されます/月

■あての木園短期入所センター

(1)介護保険給付対象となるサービス

①短期入所生活介護費(1日あたり)

■介護予防短期入所生活介護費

区 分	~9月30日まで	10月1日~	増減
要支援1	4,370円	4,380円	10円増
要支援2	5,430円	5,450円	20円増

■短期入所生活介護費

区 分	~9月30日まで	10月1日~	増減
要介護1	5,840円	5,860円	20円増
要介護2	6,520円	6,540円	20円増
要介護3	7,220円	7,240円	20円増
要介護4	7,900円	7,920円	20円増
要介護5	8,560円	8,590円	30円増

②その他の加算について(短期入所生活介護費・介護予防短期入所生活介護費)

区 分	利用料金
①介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬の2.7%が加算されます/月

(2)介護保険給付対象外サービス

①食事の提供に要する費用(1日あたり)

基準費用額			介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
~9月30日	10月1日~	増減	第1段階	第2段階	第3段階
1,380円	1,392円	12円増	300円	390円	650円

※一食ごとの食事負担額

	~9月30日	10月1日~	増減		~9月30日	10月1日~	増減		~9月30日	10月1日~	増減
	30日	日~			30日	日~			30日	日~	
朝食	380円	384円	4円増	昼食	500円	504円	4円増	夕食	500円	504円	4円増

②居住費又は滞在費に要する費用(1日あたり)

基準費用額			介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
~9月30日	10月1日~	増減	第1段階	第2段階	第3段階
840円	855円	15円増	0円	370円	370円

■あての木園居宅介護支援事務所

居宅介護支援費(1ヶ月あたり)

居宅介護支援費(Ⅰ)	区 分	~9月30日	10月1日~	増減
	要介護1・2	10,530円	10,570円	40円増
	要介護3・4・5	13,680円	13,730円	50円増

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、利用者が介護保険法の規定に基づいて介護保険料を納付している場合は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、上記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いしてもらいます。

■あての木園ふげし居宅介護支援事務所

居宅介護支援費(1ヶ月あたり)

居宅介護支援費(I)	区 分	~9月30日	10月1日~	増減
	要介護1・2	10,530円	10,570円	40円増
	要介護3・4・5	13,680円	13,730円	50円増

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、利用者が介護保険法の規定に基づいて介護保険料を納付している場合は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、上記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いしてもらいます。

■特別養護老人ホームあての木園

(1) 介護保険給付対象となるサービス

① 介護福祉施設サービス費(1日あたり)

区 分	~9月30日	10月1日~	増減
要介護1	5,570円	5,590円	20円増
要介護2	6,250円	6,270円	20円増
要介護3	6,950円	6,970円	20円増
要介護4	7,630円	7,650円	20円増
要介護5	8,290円	8,320円	30円増

② その他の加算について(介護福祉施設サービス費)

区 分	利用料金
⑨ 介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護報酬の2.7%が加算されます/月

(2) 介護保険給付対象外サービス

① 食事の提供に要する費用(1日あたり)

基準費用額			介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
~9月30日	10月1日~	増減	第1段階	第2段階	第3段階
1,380円	1,392円	12円増	300円	390円	650円

② 居住費又は滞在費に要する費用(1日あたり)

区 分	基準費用額			介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
	~9月30日	10月1日~	増減	第1段階	第2段階	第3段階
2又は4人部屋	840円	855円	15円増	0円	370円	370円
1人部屋	1,150円	1,171円	21円増	320円	420円	820円

■あての木園ふげしデイサービスセンター

① 認知症対応型通所介護費・介護予防認知症対応型通所介護費(1日あたり) 所要時間 7時間以上 8時間未満

区 分	~9月30日まで	10月1日~	増減
要支援1	8,520	8,560	40円増
要支援2	9,520	9,560	40円増
要介護1	9,850	9,890	40円増
要介護2	10,920	10,970	50円増
要介護3	11,990	12,040	50円増
要介護4	13,070	13,120	50円増
要介護5	14,140	14,200	60円増

② その他の加算について(認知症対応型通所介護費・介護予防認知症対応型通所介護費)

区 分	利用料金
⑨ 介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護報酬の3.1%が加算されます/月

■介護職員等特定処遇改善加算とは・・・

※介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(抜粋)

介護職員の処遇改善については、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算(以下「現行加算」という。)の拡充も含め、これまで数次にわたる取組を行ってきたが、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。」とされ、2019年10月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定において対応することとされたところである。

2019年度の介護報酬改定においては、介護職員の確保・定着につなげていくため、現行加算に加え、特定加算を創設することとし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとしたものである。

■社会福祉法人輪島市福祉会における介護職員等特定処遇改善の運用について

①「a.経験・技能のある介護職員」、「b.その他の介護職員」、「c.その他の職種」のa～cの介護職員、その他の職種の全ての職員を対象として処遇改善(賃金改善)を図ります。

②a.経験・技能のある介護職員とは、介護福祉士で勤続10年以上(他の法人での勤務を含める)とします。

対象職員	基本的考え方	当法人での要件	その他の要件
a.経験・技能のある介護職員	介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ■介護福祉士(兼務含む) ■勤続10年以上(他の法人での勤務も含める※基準日令和元年度末) ■一般職員～指導(※臨時職員も含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ■喀痰吸引登録者 ■介護支援専門員・社会福祉士・精神保健福祉士 ■喀痰吸引登録者又は社会福祉主事任用資格 ■なし
b.その他の介護職員	経験・技能のある介護職員を除く介護職員をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ■介護福祉士(勤続10年未満・他の法人での勤務も含める※基準日令和元年度末) ■介護職員初任者研課程修了者 ■介護職員実務者講習修了者 ■介護福祉士なし ■臨時職員も含む 	<ul style="list-style-type: none"> ■介護福祉士 ■社会福祉士・精神保健福祉士 ■介護職員実務者講習修了者 ■介護職員初任者研修過程修了者(ヘルパー2級) ■なし
c.その他の職種	介護職員以外の職員をいう。 ※賃金改善前の賃金が年額440万円を上回る場合は賃金改善の対象とはならない	<ul style="list-style-type: none"> ■勤続10年以上(他の法人での勤務も含める) ■看護師・准看護師 ■介護支援専門員(居宅) ■管理栄養士・栄養士 ■生活相談員 ■事務員 ■機能訓練指導員 ■歯科衛生士 ■臨時職員も含む 	<ul style="list-style-type: none"> ■介護福祉士 ■社会福祉士・精神保健福祉士 ■看護師・准看護師 ■管理栄養士・栄養士 ■介護支援専門員 ■理学療法士 ■歯科衛生士 ■社会福祉主事任用資格 ■介護職員初任者研修過程修了者(ヘルパー2級) ■介護職員実務者講習修了者 ■なし=対象外

社会福祉法人輪島市福祉会 〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地

メール atenoki@skyblue.ocn.ne.jp HP <http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/>